

# 社会保険労務士法人WILLニュース。【2026年4月開始】自転車「青切符」導入で問われる企業の安全教育と自転車通勤制度の導入・見直しのポイント。(従業員向け説明資料付き)



近年、健康増進や環境負荷の低減などを目的として、自転車を通勤や業務に活用する企業が増えています。しかし、その一方で自転車の運転者が加害者となる重大事故や交通違反が社会問題化しており、2026年4月から、道路交通法改正により自転車にも交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されることとなりました。

今回の記事では、青切符とは何か、そして企業が取り組むべき安全教育や自転車通勤制度の導入について解説します。

記事の最後には、従業員案内用の「自転車の交通ルールの変更」をご用意しました。ご活用ください。

## 自転車の「青切符」導入と企業への影響

自転車の通勤・業務利用は、従業員の健康増進や経費削減など、多くのメリットがあります。一方で、法改正によって個人のマナーの問題では済まされないリスクも生じています。まず

は、2026年4月に導入された「青切符」の仕組みと従業員の違反が企業にどのような影響を及ぼすのか、その全体像を整理します。

## 1 自転車利用のメリットと青切符導入に伴う企業のリスク

自転車の利用は、従業員にとって健康面や精神面での効果、通勤時間の短縮など、さまざまなメリットがあります。また、従業員の心身の健康が生産性の向上につながるなど、企業にも相乗効果をもたらせます。

### 自転車利用のメリット

#### 【企業側】

##### 経費の削減

通勤手当や社用車の駐車場維持費など  
経費の削減に繋がる

##### 生産性の向上

従業員の健康維持・増進に  
伴う生産性の向上

##### イメージアップ

積極的な環境配慮など  
企業のイメージアップに繋がる

#### 【従業員側】

##### 通勤時間の短縮

交通渋滞に関係なく  
通勤することができる

##### 健康増進

体力が増進し、がんや心臓疾患の  
発症リスク軽減にも繋がる

##### メンタルの向上

心地よさや適度な運動により  
リラックス効果を得ることができる

自転車は環境負荷が低く、健康増進にも寄与するため、国も自転車通勤の普及を推進しています。

こうした中、2026年4月、改正道路交通法が施行されました。なかでも、注目されているのは自転車への「交通反則通告制度」の適用です。

交通反則通告制度とは、交通違反をした者が期限内に反則金を納めることで、裁判を経ずに簡易的に交通違反を処理できる仕組みです。このとき違反者に交付される書面が青色であることから「青切符」と呼ばれています。

これまで自転車の取り締まりは「赤切符」（刑事罰の対象）による手続きが行われ、書類作成や警察への出頭など、大変な手間がかかっていました。その一方で、実際には裁判まで進まずに不問（不起訴）となるケースも多く、違反者に十分な責任を問えていないという課題がありました。

今回の改正で自転車にも青切符が導入されたことにより、今後は警察・違反者双方の負担が軽くなるだけでなく、前科をつけずに適切なペナルティを与えることが可能となります。これにより、交通ルールのさらなる徹底が期待されます。

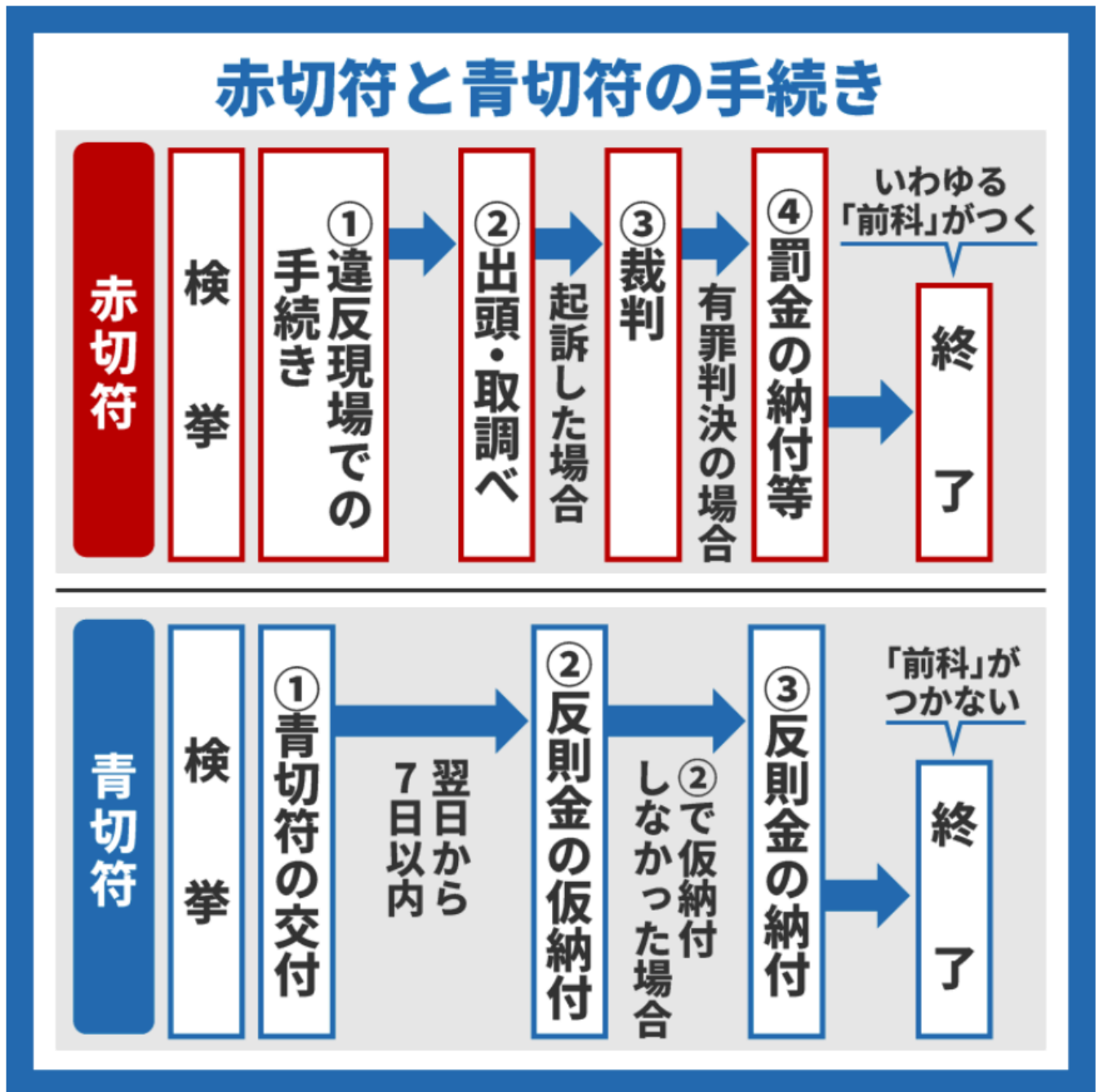
なお、悪質・危険で、かつ重大な違反や事故の場合は、従来どおり「赤切符」による手続きが行われます。

### 【青切符の対象者】

自転車の青切符は16歳以上が対象です。16歳未満の者に対しては原則、指導警告が行われ  
ます。

### 【検挙について】

自転車の交通違反に対しては、基本的にまずは指導警告が行われます。ただし、悪質・危険な  
反則行為と判断された場合、青切符により検挙されます。



(出典) [政府広報オンライン『2026年4月から自転車の交通違反に「青切符」を導入！何が変わる?』](#) (一部抜粋して掲載)

自転車の交通違反の検挙件数は年々増加していますが、自転車を運転する者だけの問題にとまりません。

通勤中や業務中に従業員が自転車による交通違反や事故を起こした場合、企業としての安全管理責任や社会的信用が厳しく問われるリスクがあります。

## 2 自転車運転における罰則強化と企業に求められる管理体制

自転車運転による交通違反を行った場合、以下のような罰則が科されます。

### 違反内容および罰則 例

種類	違反内容	罰則
青切符	携帯電話使用等（保持）	反則金12,000円
	信号無視（赤色等）、車道の右側通行	反則金6,000円
	一時不停止、ブレーキ不備、無灯火、イヤホン運転	反則金5,000円
	並進、二人乗り、歩道徐行等義務違反	反則金3,000円
赤切符	酒酔い運転	5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
	妨害運転（あおり運転）	3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
	携帯電話使用等（交通の危険）	1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

一定台数以上の自動車を使用する事業所では、交通事故防止や法令遵守のため「安全運転管理者」の選任が必要ですが、自転車は選任基準に含まれません。しかし、企業には法令上「安全配慮義務」があり、従業員が安全に通勤・就業できる環境をととのえる責任があります。自動車と同様、自転車を利用する従業員に対しても安全教育を実施し、法令遵守の徹底や交通事故の防止に取り組むことが重要です。

次のブロックでは、労務担当者および従業員が知っておくべき自転車利用の原則や、安全教育について説明します。

## 通勤や業務での自転車利用時に知っておきたいこと

従業員を交通違反や事故から守るためには、まず「何が違反になるのか」という正しい知識を周知することが不可欠です。ここでは、青切符の対象となる基本的な交通ルールと、社内でも実施すべき安全教育の具体的な方法について解説します。

## 1 自転車安全利用五則

労務担当者は、従業員に対して安全に自転車を利用するよう注意喚起するためにも、自転車利用者が守るべき基本的な交通ルール「自転車安全利用五則」を正しく認識しておく必要があります。

### 自転車安全利用五則

- ① **車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**
  - ・自転車は「軽車両」のため、車道の左端を通行するのが原則
  - ・歩道を通行できる場合、徐行して歩行者の通行を妨げないようにする
- ② **交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
  - ・信号を必ず守り、渡るときは安全確認を行う
  - ・一時停止標識のある交差点では必ず停止し、左右の確認を徹底する
- ③ **夜間はライトを点灯**
  - ・周囲に自分の存在を知らせるためにもライトの点灯が重要
  - ・自転車に反射器材を備え付けて運転する
- ④ **飲酒運転は禁止**
  - ・自転車であっても飲酒運転は禁止
- ⑤ **ヘルメットを着用（努力義務）**
  - ・ヘルメットを着用して運転する（死亡事故の約半数が頭部負傷）

参考 | [警察庁『自転車安全利用五則』](#)

## 2 安全教育の実施

従業員が交通ルールにしたがって安全に自転車を利用するためには、安全教育の実施が重要です。定期的に安全教育を実施することにより、従業員の交通安全に対する意識を高めることができます。

### 安全教育の内容 例

- ✓ (今回の改正) 自転車の青切符導入
- ✓ 自転車運転利用五則
- ✓ 交通ルール・マナー
- ✓ 事故発生時の対応 など

なお、以下の警察庁のサイトでは、安全教育で活用できる交通安全の動画や教材が公開されています。

参考 | [警察庁『動画／自転車ポータルサイト』](#)

参考 | [警察庁『交通安全教育教材／自転車ポータルサイト』](#)

企業が自転車通勤を認める場合、安全教育と並行して自転車利用における社内ルールなどの整備も重要です。次のブロックでは、自転車通勤制度について説明します。

## 「自転車通勤制度」の導入・見直しのポイント

---

安全教育を徹底するのと並行して進めたいのが、社内ルールの明文化です。自転車通勤を個人だけの裁量に任せず、企業として適切に管理・サポートするための規程作成や見直しで押さえておくべき実務上のポイントを解説します。

### 1 自転車通勤制度の導入時に検討すべきこと

従業員の自転車通勤を認める場合、社内ルールを定めることが重要です。自転車通勤制度を整備してルールを明確にすることで、従業員の自転車通勤の状況把握や適切な安全対策を講じることができます。

以下は、自転車通勤制度の導入にあたって検討すべき事項です。各項目を参考にして自社の状況にあった内容を検討します。すでに制度化している場合は、現状の課題を整理したうえで制度内容の見直しを行います。

## 自転車通勤制度導入時の検討事項

項目名	内容
①対象者	事故やトラブル防止のため、健康状態を考慮して対象者を定める
②対象とする自転車	自転車の安全基準を定める (例：定期的な点検・整備、法令に準拠した安全装備の装着など)
③目的外使用の承認	現場への直行直帰や通勤途中の立ち寄りなども想定し、柔軟な移動ができるよう目的外の使用を承認する
④通勤経路・距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業として認める通勤距離を明確にする</li> <li>・従業員の自転車による通勤経路を把握する (通勤における距離・経路の合理性を確認する)</li> </ul>
⑤公共交通機関との乗り継ぎ	自転車と公共交通機関との乗り継ぎを認める
⑥日によって異なる交通手段の利用	自転車通勤を行う従業員であっても、その日の天候等により、自転車以外の交通手段に変えることを認める (例：公共交通機関の利用、自動車、徒歩など)
⑦自転車通勤手当	自転車通勤によって発生する費用(例：駐輪場代、自転車のメンテナンス費用、保険料など)を考慮し、他の交通手段利用時とのバランスを見ながら支給額を決定する
⑧安全教育・指導とルール・マナーの遵守	従業員に対して安全教育や指導を行い、「自転車安全利用五則」などの交通ルールやマナーについての正しい理解を図る
⑨事故時の対応	事故発生時は、人命第一を基本として適切な対応ができるようマニュアルや緊急連絡体制を作成して従業員に周知する
⑩自転車賠償責任保険等への加入	事故等による対人・対物の損害賠償責任の発生に備え、従業員だけでなく企業も自転車損害賠償責任保険等に加入する
⑪ヘルメットの着用	自転車利用者にヘルメットを着用させる (法令により自転車利用者に対して努力義務化されている)
⑫駐輪場の確保と利用の徹底	従業員の利便性向上、放置自転車の防止のためにも、駐輪場を確保して従業員に正しく駐輪させる
⑬更衣室・シャワー・ロッカールームなど	自転車通勤による汗対策として更衣室等を用意し、快適に業務を行うことができるよう環境整備を行う
⑭申請・承認手続き	自転車通勤における手続き方法(従業員の申請や企業の承認など)を定め、従業員に周知する

自転車通勤時の事故などが通勤災害に認定されるかは、その状況によって異なります。詳しくは、以下の手引きにてご確認ください。

参考 | [自転車活用推進官民連絡協議会『自転車通勤導入に関する手引き』P43～46](#)

なお、上記の検討事項のうち、以下の項目については別のブロックでも解説しています。

### 「自転車を通勤や業務に使用するときを知っておきたいこと」のブロック

- ⑧安全教育・指導とルール・マナーの遵守
- ⑪ヘルメットの着用

### 「通勤中のリスクに備えるために」のブロック

- ⑨事故時の対応
- ⑩自転車賠償責任保険等への加入

また、以下の手引きでも、各検討事項についての解説が記載されているため参考になります。

参考 | [自転車活用推進官民連絡協議会『自転車通勤導入に関する手引き』P14](#)

## 2 自転車通勤規程の作成および周知

自転車通勤制度について検討した後、決定した内容に基づき規程や申請書などを作成して従業員に周知します。

以下の手引きでは、「自転車通勤規程」や「自転車通勤許可申請書」などのテンプレートが紹介されているため参考になります。

参考 | [自転車活用推進官民連絡協議会『自転車通勤導入に関する手引き』P47](#)

## 通勤中のリスクに備えるために

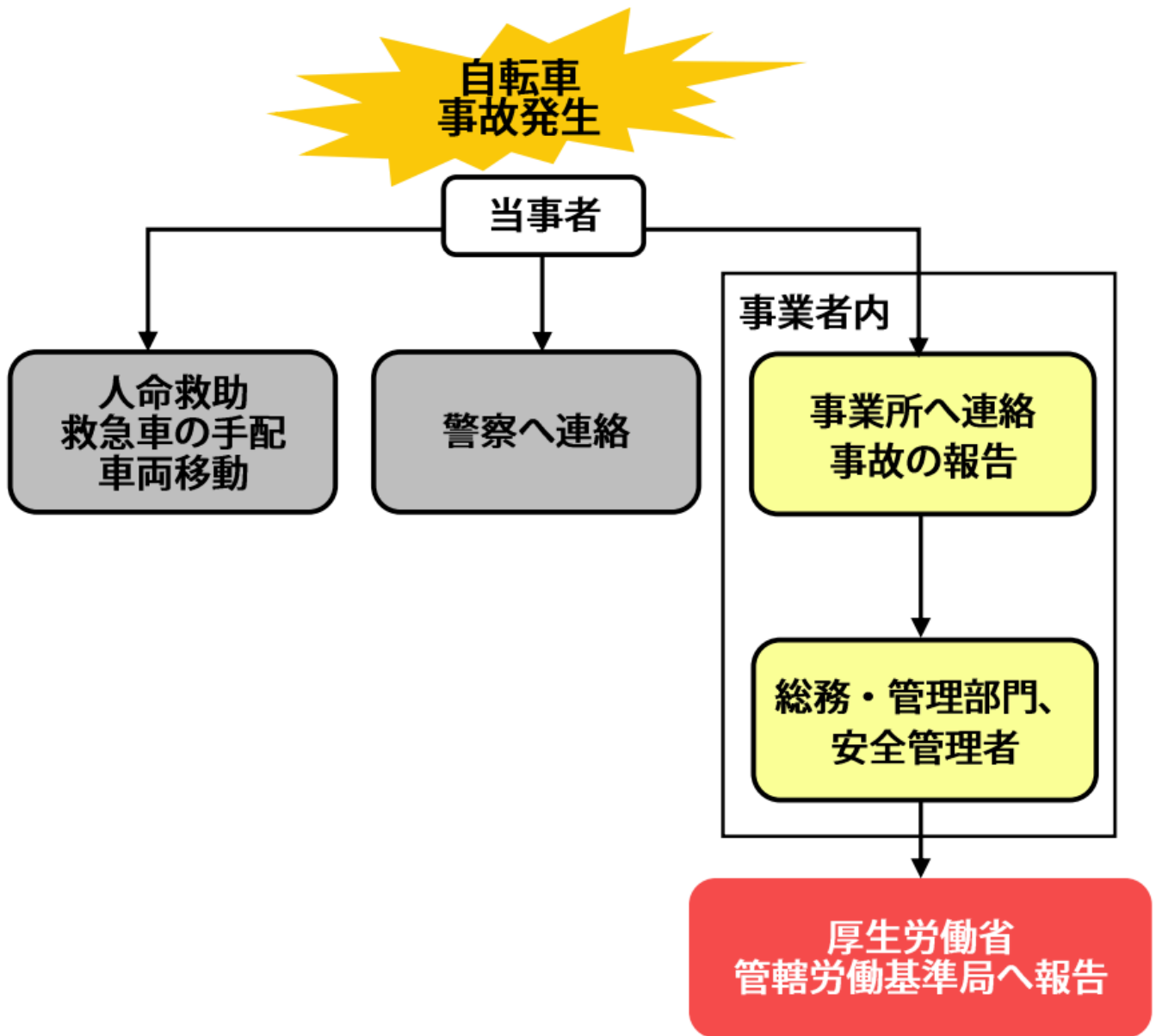
---

安全教育などの対策を十分に講じても、事故のリスクをゼロにすることは困難なため、事故発生時の体制を整備することが重要です。ここでは、万が一の事態に直面したときに、従業員がパニックにならず動ける体制づくりと、企業の賠償リスクを最小限に抑えるための「保険」の備えについて解説します。

### 1 事故発生時の対応フローの作成

万が一事故が発生してしまった場合でも、慌てず対応できるように、企業はあらかじめ事故発生時の対応マニュアルや緊急連絡体制の整備を行い、事故発生時の対応フローを従業員に周知します。

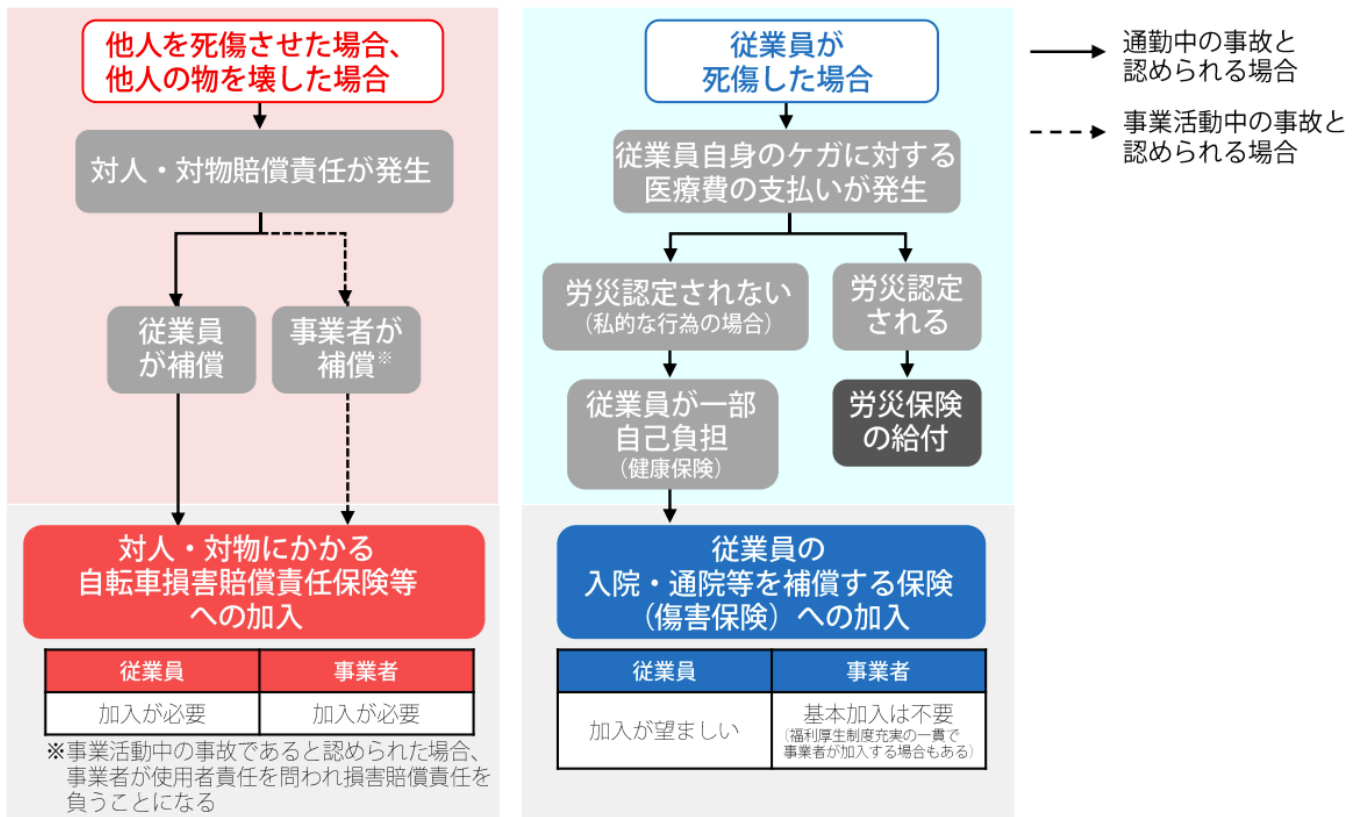
事故を起こした従業員は、パニックになりがちです。そのため日頃から安全教育を行い、事故発生時に従業員が適切な対応を行えるよう対応フローを認識させることが重要です。



(出典) [自転車活用推進官民連絡協議会『自転車通勤導入に関する手引き』P26](#) (一部抜粋して掲載)

## 2 自転車損害賠償責任保険等への加入

自転車事故では、加害者に数千万円もの賠償命令が出るケースもあります。通勤時の事故の場合、事故を起こした従業員自身に対人・対物賠償責任を負います。しかし、その事故が業務中の事故と認定された場合は企業が使用者責任を問われ、損害賠償責任を負うこととなります。



(出典) [自転車活用推進官民連絡協議会『自転車通勤導入に関する手引き』](#) P28 (一部抜粋して掲載)

こうしたリスクを踏まえ、従業員だけでなく企業も自転車損害賠償責任保険等への加入について検討することをおすすめします。

また、近年では条例により自転車損害賠償責任保険等への加入義務、または努力義務を定める自治体が増えています。自社が所在する自治体について条例の制定状況を確認し、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されている場合は、従業員および企業ともに加入する必要があります。

なお、自転車を通勤手段として認める場合、自転車損害賠償責任保険等への加入についても確認することをおすすめします。

### 条例の主な記載項目

項目	対象者
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付け	自転車利用者
	保護者
	事業者
	自転車貸付事業者
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車小売事業者
	事業者
	自転車貸付事業者
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	都道府県
	学校設置者

### 地方公共団体の条例の制定状況(令和6年4月1日現在)

条例の種類	都道府県
義務 (34都府県)	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務 (10道県)	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県
未制定 (3県)	島根県、長崎県、沖縄県

(出典) [国土交通省『自転車損害賠償責任保険等への加入促進』](#) (一部抜粋して掲載)

### 【保険の選択について】

自転車損害賠償責任保険等は、保険の種類によって補償の手厚さや補償限度額が異なります。自社に適したものはどれか、各保険の内容を確認して検討する必要があります。以下の手引きでは、保険の種類ごとに代表的な内容が紹介されているため参考になります。参考 | [自転車活用推進官民連絡協議会『自転車通勤導入に関する手引き』P29](#)

## おわりに

---

2026年の法改正による「青切符」の導入は、単なる交通違反の手続き変更ではありません。社会全体が自転車を「より交通ルール遵守が求められる車両」として認識する時代になってきたといえます。

企業にとっても、適切な対応は安全管理体制を強化する好機です。早期の対策を講じることが、従業員の命を守るとともに、企業の信頼向上と長期的な発展につながるといえます。

新たなルールを周知するときに活用できる、従業員向け資料「自転車の交通ルールの変更」をご用意しました。ご活用ください。

参考・ダウンロード | [【従業員向け説明資料】自転車の交通ルールの変更](#)

---